

低所得者・子育て世帯に与える影響の緩和・地域の消費の喚起・下支えを目的として

プレミアム付商品券を販売します

10月に予定されている消費税・地方消費税の10%への引上げに伴い、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を販売します。

対象 ①令和元年度住民税

非課税者（課税基準日…平成31年1月1日）

※課税されている方と生計同一の配偶者・扶養親族・生活保護制度の被保護者等となっている方は対象となりません。

②消費税・地方消費税率引上げ日の前日時点で3歳未満の子（平成28年4



月2日（令和元年9月30日に生まれた子）が属する世帯の世帯主

購入限度額 ①…額面2・5万円（販売額2万円）、

②…額面2・5万円（販売額2万円）×対象児童数

※5千円単位の分割販売を実施します。

割引率 20%（プレミアム補助額…5千円）

申請方法 ①…対象となる可能性のある方に購入引換券交付申請書を郵送します。必要事項を記入のうえ、12月20日（金）までに健康福祉課福祉担当まで郵送してください。

申請書をもとに審査を行い、対象となる場合には購入引換券を郵送します。

②…申請は不要です。購入引換券を郵送します。

使用期間 10月1日（火）〜令和2年2月29日（土）

※使用可能店舗は決定次第、お知らせします。

※不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカード等換金率が高いものには使用できません。



プレミアム商品券の特殊詐欺にご注意ください。

○「プレミアム商品券」を販売するために、市区町村や内閣府が手数料などの振り込みを求めめることは絶対ありません。

○市区町村や内閣府が、ATM（銀行・コンビニなどの自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。

問 健康福祉課 福祉担当

TEL 内線 113

問 内閣府プレミアム商品券事業担当室

TEL 03-5253-2111

うめ担い手育成講座を開講します

うめ担い手育成講座

期日 9月〜令和2年9月

（月1回、全12回程度）

内容 せん定、病害虫防除、梅干し作り等

対象者 ①越生町内で農業（梅）をする意志のある方、

②越生町在住で次に該当する方

○うめ栽培を開始して概ね5年以内の生産者

○梅農家の家族

受講料 5000円

定員 15人程度（先着順）

申込み 8月30日（金）までに産業観光課窓口または問へ電話申込み

令和2年1月…冬期せん定

2月…生産工程管理（GA P）、接木方法について

3月…苗木作成

4月…病害虫防除

5月…摘果、新技術の体験

6月…収穫体験

7月…梅干し（漬け）

8月…梅干し（干し）

9月…夏期せん定、修了式

問 産業観光課 農林担当

TEL 内線 143



保育料無償になるため申請の有無をご確認ください

10月から幼児教育・保育無償化が始まります

消費税率引き上げに伴い、10月から幼稚園や保育所などを利用する3歳から5歳までの児童の保育料が無償となります。

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）はこれまでどおり保護者の負担になります。

対象（期間） 満3歳になつた後の4月1日から小学校就学前までの3年間
※幼稚園は、満3歳から対象となります。
※保育の必要がある住民税非課税世帯の0〜2歳児も対象になります。

① 保育所・認定こども園（保育所部分）の児童

申請の必要はありません。※これまで3歳以上児の保育料に含まれていた「副食費（食材料費から主食分を除いた費用）」は無償化の対象外となり、10月

から保護者の負担となります（低所得世帯と第3子以降の児童は免除）。

② 新制度の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の児童

保育の必要性の認定事由に該当しない児童は、申請の必要はありません。

保護者の就労などにより保育の必要な児童は、町の「保育の必要性の認定」を受けると、幼稚園の預かり保育の利用料も月額1万1300円を上限に無償となります。申請書類は施設を経由して配付します。

③ 新制度未移行幼稚園の児童

新制度未移行幼稚園（就園奨励費を交付されている幼稚園で、越生みどり幼稚園などが該当）を利用して

31日（水）までとなりますので、申請書類が届かなかった場合は、園へご連絡ください。保育料（入園初年度のみ入園料含む）は、月額2万5700円を上限に無償となります。

保護者の就労などにより保育の必要な児童は、幼稚園の預かり保育も対象となり、月額1万1300円を上限に無償となります。

④ 認可外保育施設等の児童

認可外保育施設等（一般的な認可外保育施設、ペーパーホテル、ベビシッター、認可外の事業所内保育など）を利用する児童は、町の「保育の必要性の認定」を受けする必要がありますので、7月31日（水）までに園へご相談ください。

○ 認可外保育施設等の運営事業者

町内で認可外保育施設等を運営している事業者が、

幼児教育・保育の無償化の主な例（3～5歳児）

対象者	対象となる施設・サービス	利用料（保育料）
3～5歳 （保育の必要性の認定事由に該当する児童） 	幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援	無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
	幼稚園の預かり保育	幼稚園の利用に加え月額11,300円まで無償
	認可外保育施設、一時預かり事業など	月額37,000円まで無償
	幼稚園 保育所 + 障害児の発達支援 認定こども園	ともに無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
3～5歳 〔上記以外〕 	幼稚園、認定こども園、就学前障害児の発達支援	無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
	幼稚園 認定こども園 + 障害児の発達支援	ともに無償 (幼稚園は月額25,700円まで)

・共働き家庭
・ひとり親で働いている家庭など

・専業主婦(夫)など



無償化の対象施設となるためには、9月までに児童福祉法の規定に基づく届出が必要で、国の指導監督基準を満たす必要があります（5年間の猶予期間あり）ので園へご相談ください。

子育て支援課 子ども担当
TEL 内線 162